

公益社団法人ツーリズムおおいた 使途不明金事案について

当法人における使途不明金事案につきましては、会員をはじめ県民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当事案では、業務上横領罪（被疑者不詳）として刑事告訴を行うとともに、元契約職員に対し、損害賠償請求の民事裁判を提起しており、刑事事件、民事事件ともに裁判が係属中ですので、状況等についてお知らせします。

記

経緯

令和3年5月14日	令和2年度の支出について使途不明金発見
令和3年5月15日	内部調査開始
令和3年6月8日	理事会にて報告
令和3年6月17日	記者会見
令和3年6月24日	定時総会にて報告
令和3年7月8日	外部調査委員会立ち上げ
令和3年8月27日	刑事告訴 「業務上横領罪 被疑者不詳」
令和3年9月10日	理事会にて報告
令和3年9月28日	臨時総会にて報告 会長・副会長交代、外部監事選任、規程改正等
令和3年9月28日	記者会見
令和3年12月27日	運営委員・監事会議にて報告
令和4年3月10日	運営会議にて報告
令和4年3月17日	理事会にて報告
令和4年3月25日	外部調査委員会調査報告書受理
令和4年6月2日	運営会議にて報告
令和4年6月7日	理事会にて報告
令和4年6月16日	記者会見
令和4年6月30日	定時総会にて報告
令和4年8月17日	運営会議にて報告
令和4年9月29日	元契約職員1回目の逮捕 ※
令和4年10月17日	理事会にて報告
令和4年10月17日	記者会見
令和4年12月12日	刑事裁判開始
令和4年12月21日	運営会議にて報告
令和4年12月21日	民事裁判提起 「損害賠償請求」（請求額 57,594,217 円）
令和5年3月2日	民事裁判第1回口頭弁論期日
令和7年3月6日	刑事裁判 一審有罪判決（懲役 4年）
令和7年3月14日	被告人 福岡高等裁判所に控訴
令和7年3月	刑事裁判係属、民事裁判係属

※ 刑事事件においては、これまでに業務上横領罪又は詐欺罪で計 6 回逮捕（被害総額 32,480,533 円）され、6 回起訴（被害総額 32,628,533 円）されている。

外部調査委員会調査結果概要

対象期間 平成 28 年度～令和 2 年度（領収書等支出証拠書類の保存期間である 5 年分）

調査内容 会計調査（会計・決算書類、通帳、会計データ等）

役員聞き取り

関係職員聞き取り

税理士聞き取り

調査結果 不正額 57,594,217 円

事業に関する支払いに不正は全く認められない

今回の不正は、正規の支払手続を取らず銀行窓口で不正に現金を引き出したもの
規程の整備等、不正を防止するシステムは構築されていたが運用に問題があった

再発防止のための提言（実施対応済）

銀行印や通帳の保管・管理の方法の見直しと徹底

現金払出しの逐次チェック

会計帳簿データ入力の外注

月次試算表作成による顧問税理士チェックの徹底

経理に関する研修と引継ぎの徹底

職員に対するコンプライアンスに関するサービスの徹底

なお、詳細につきましては、現在裁判にて係争中のため差し控えさせていただきます。

令和 7 年 3 月 2 7 日 公益社団法人ツーリズムおおいた